日蓮教団の子弟教育について、特に明治期以降の日蓮宗における僧侶養成に関わる資格と教育の制度について考察する。

現在、多くの既成仏教各宗派は、資格制度と教育制度を連関させながら僧侶を養成している。日蓮宗の例をあげれば、資格制度は主に「僧籍規程」・「叙任規程」、教育制度は主に「教育規程」・「検定規程」・「叙任規程」の中にそれぞれ位置づけられ、僧侶は沙弥と教師に大別される。沙弥は日蓮宗の宗務総長に得度届を提出し、僧籍へ編入の後に度牒という証明書の交付によって得られるもので、この過程は専ら資格に関する制度に基づいて進められ、教育に関する制度は見あたらない。これに対して沙弥から教師となる過程において、資格に関する制度は基より教育に関する制度が集中する。

教師となるための現行制度について、最終段階に信行道場がある。35日間に及ぶ修行と教育の場が日蓮宗の総本山である身延山久遠寺の中に置かれ、この道場を修了することによって僧階が新たに叙せられ、寺院の住職に就くことが制度上可能となる。この信行道場へ入場するための教育制度の中に「無試験検定」と「試験検定」があり、どちらかの検定を修める必要がある。「無試験検定」とは、日蓮宗が定めた教育機関(立正大学・身延山大学・身延山高等学校など)で学習し、修了・卒業、もしくは特定の教科目の修得・単位取得等によって得られる。これに対して「試験検定」とは、日蓮宗が定めた教育機関で学ばなくても得られ、学歴も一切不問とされる。高等試験甲種・同乙種、普通試験甲種・同乙種に分類され、高等試験は論文審査と口述試験、普通試験は筆記試験による。

さらに信行道場入場予定者に対して入場1年前から経典読誦の力量が考査され、一定の水準に達しない者は講習会に参加し修練することになっている。また、信行道場における教育の本来の目的達成を目指し、教師となるための基礎教育を徹底することを目的として、5日間に及ぶ僧道林という学びの場も設置されている。読経考査と同様に僧道林は義務とされているが、この二つは宗門が定めた機関で修行と教育(宗門立の学生寮など)を一定期間受けた者は免除される。

こうした僧侶の養成に関する資格と教育の制度について、日蓮宗内で画一化されたのは 明治以降であった。明治維新期の多難な時代を乗り越えた日蓮宗は、政府の宗教政策と関 連しながら、時代に即応した方策が取られ、僧侶の養成についてもその例外ではなかった。 さらに、日本の教育政策の変革と相俟って、明治後期には宗派の子弟教育の場であった教 育機関が、文部省の教育制度下に置かれるなど、新たな局面をむかえることになった。

キーワード 日蓮宗 教育制度 僧侶資格